食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等に 関する意見募集の実施結果について

1.意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法 環境省及び農林水産省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

施行令関係部分

平成19年9月26日(水)~19年10月25日(木)

施行規則、基本方針関係部分

平成19年9月28日(金)~19年10月27日(土)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室

2. 意見募集の結果

	施行令関係部分	施行規則、基本方針関係部分
意見提出数	14通	18通
整理した意見数	2 6 件	3 6件

3.意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

御意見の概要

件 数

御意見に対する考え方

1.食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の改定について

1)再生利用製品の追加について)再生利用製品の追加について			
再生利用製品が追加されることは法制定後の醸成を 鑑みた措置として適正であり、今後も経済性や安全性、 技術の普及性等の観点から更なる再生利用製品の追加 を期待する。	1	食品循環資源の再生利用を促進するためには、幅広い製品が対象品目として追加指定され、もって食品関連事業者がこの再生利用に積極的に取り組めるよう環境整備をしていくことが必要であると考えております。今後も技術的・経済的に再生利用が可能で、かつ、その需要や環境負荷等を勘案しながら新たな再生利用製品を追加すべく、引き続き検討してまいります。		
再生利用製品が追加されることは、多量排出者のユーザーにとっても選択肢の幅ができ、都市型の新しいリサイクル施設が増えることになると思う。	1	改正の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。今後も、食品リサイクル法を適切に運用し、食品循環資源の再生利用等の促進を図ってまいります。		
再生利用製品については、第一義に「マテリアル利用」、第二義に「サーマル利用」とすべきと考えるが、今回、新たに追加される製品のうち「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、原則としてサーマル利用に限定している。マテリアル利用については木炭製品との競合を例に消費者ニーズがないとしているが、廃棄物処理の観点からいうと木炭製品より価格競争力が強く、肥料や特定堆肥、その他の製品の一部原材料として有価で市場流通(マテリアル利用)する場合、どのように考えるのか。	1	今回新たに追加を予定している「炭化して製造される燃料及び還元剤」は、化石燃料の代替品としての需要が見込まれ、地球温暖化対策の観点から食品リサイクルの立場からも取組を促進することは重要であると考えております。当該炭化製品が、肥料取締法に基づ〈普通肥料又は特殊肥料として利用される場合には、法に基づ〈再生利用となりますが、法令で規定される製品以外を利用される場合には、法令に基づ〈再生利用とは認められないことになります。ただし、当該製品が確実に利用され、環境負荷も抑制されていることが明らかであれば、法令に基づ〈再生利用に準じた取組と評価することとなります。		
炭化物については、土壌改良資材として利用できないか。	2	御指摘いただきましたとおり、食品循環資源を炭化して製造されるものとして土壌改良資材が想定されますが、土壌改良資材については、地力増進法において表示や品質の基準が定められていないこと、外観上適正な使用と不法投棄との区別も困難であり、土壌改良資材の使用と称した不法投棄を誘発し、また、周辺への生活環境に悪影響を及ぼす恐れが懸念されるため、今回、再生利用製品の追加対象から除外したところです。		
「炭化して製造される燃料及び還元剤」の場合,食品小売業のリサイクルループにはならないのではないか。	1	再生利用事業計画は、食品廃棄物由来の特定肥飼料等を利用して生産される特定農畜水産物等を当該食品廃棄物の排出者である食品関連事業者が確実に引取り、利用されることが明らかである場合に認定されます。 特定肥飼料等には、制度上は、今回新たに追加を予定している炭化製品も該当しますが、当該炭化製品の利用が、直接特定農畜水産物等の生産に関係しているかについて、今後、慎重に検討していく必要があります。		
「炭化して製造される燃料及び還元剤」が追加される点に関して、再生利用製品としての用途が同じでありながら製造の手法が異なる場合も、これに含まれると解すことは可能か。具体的には、食品廃棄物を脱水・乾燥することにより、当該廃棄物が燃料化されたものを疑義の対象としている。	1	炭化については、酸素を遮断した状態での加熱により熱分解することを想定しており、脱水・乾燥のみでは炭化した製造されたこととはなりませんが、食品循環資源を前処理として脱水・乾燥を行い、その後炭化して製造された燃料であっても、「炭化して製造される燃料」に該当するものであると考えているところです。		
再生利用対象製品として、「炭化して製造される燃料及び還元剤」の追加されることに関連して、例えば以下の要件を満たせば同様の熱利用を行うための手法の一つとして見なされるか。 ・主な原料:有機性汚泥,動植物性残渣等・処理方法:廃棄物を高温蒸気で間接加熱・攪拌しながら乾燥処理させる。含水率は約10%程度・製品形態:ペレットもしくは粒状・カロリー:約4,500kcal・燃料用途:熱源及びボイラーでの発電利用	1	炭化については、酸素を遮断した状態での加熱により熱分解することを想定しており、乾燥処理されたものは、「炭化して製造される燃料及び還元剤」には該当しないものと考えているところです。		

٦	如辛日不椒亜	件	御辛ロトヤナッカミナ
	御意見の概要	数	御意見に対する考え方
	地球に優しくかつ石炭代替燃料として「バイオマス燃料」の需要が高まっている中で、今後、食品製造業界においてもバイオマス燃料の利用が増えていくものと考えられるが、今回の改正で炭化物の燃料利用のみが盛り込まれると、多様な形で循環型の燃料として活用できる機会を狭めることにならないか。 熱回収時の方法に限定をかけるのではなく、環境負荷・効率・法令遵守についてしっかりとした規定をつくることが妥当ではないか。	2	再生利用製品については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、今般、「炭化して製造される燃料及び還元剤」及び「エタノール」を追加する方針であり、今後も同様の観点により、必要に応じて再生利用製品の追加を検討していく方針です。また、法会遵守、環境負荷の低減については、全ての食品廃棄物等の再生利用等に共通することだと考えており、判断基準省令では、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じることとするところです。なお、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のほか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも今般新たな再生利用等の手法に位置づけることとしており、この場合、環境負荷、効率、法令遵守の観点からも、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率で熱又は電気を利用できる場合のみ、熱回収を実施することができることとしたところです。
	食り法において認定される再生利用方法については、 処理対象品目がもっと多く、コスト面でも利用する上で現 実的な処理方法を検討してほしい。 (今回追加される予定の「エタノール化」については、食品 残渣の中でその処理に使えるのはおからぐらいで、処理 コストも肥料化等通常のリサイクル処理と比較するとかな り割高と聞いている)	1	再生利用製品については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、必要に応じて追加を検討していく方針です。 リサイクルに必要なコストについては、特に中小・零細規模の食品関連事業者における課題と考えており、市町村か行う家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援を行うことにより、この点に考慮した施設整備の促進を図ることを基本方針において位置づけたところです。
	炭化製品については、個別の検査の実施や規格をきちんと定めないと、炭化という名の不法処理が横行しかねないのではないか。	1	今回追加を予定しております炭化製品は、 地球温暖化の観点から石炭代替燃料として注目されていること、中国等での石炭需要の急増により世界的に石炭及びコークス等の需給が逼迫しており、かつ、これらの輸入価格も上昇傾向にあることから今後も利用増加が見込まれ、供給過多等による不法投棄の懸念は少ないものと考えております。また、炭化処理が適正なものとなるよう、フォローアッフに努めてまいります。
	再生利用手法を追加した時に、有用性よりも安価な方へ流れる可能性があるので、優先順位を守らせる義務について規定するべきである。	1	再生利用手法については、既にある飼料化を最優先に位置づけております。飼料化に仕向けることは経済的に価値が高く、条件が整えば自ずと進むものと見込まれます。しかしながら、品質や安全性を確保する観点から、飼料には向かない食品廃棄物等があることも事実であり、企業の選択肢を拘束しかねない明確な義務化は、必ずしも再生利用等の促進につながらないと考えます。
	食品廃棄物を燃焼して熱源として利用するためには、「 乾燥」し含水率を一定率まで低下させれば充分ではない か。炭化はその乾燥の一手法であり、限定的な対象品目 とすべきではない。多様な手法を検討する本来の目的で あれば、「充分な熱量が確保できる燃料として利用できる 手法」という表現にし、すでに有効性が示されている炭化 や乾燥燃料化、エタノールなどをその中に含めれば良い のではないか。	1	「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができるものとして、今般、追加したものであり、その他、食品循環資源は、燃料製品を製造するに至らずとも、熱回収を行うことが可能であることから、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のほか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも新たな再生利用等の手法に位置づけることとしたところです。
	再生利用方法としての燃料化については、炭のみに限定せず、「食品循環資源を炭化もしくは乾燥して製造される燃料及び還元剤」として認定されるのが望ましい。 ただし、ルールがなければ粗悪なリサイクル・リユースが横行するので、乾燥についても省令によって基準を設けることを前提とする。	1	「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができるものとして、今般、追加したものであり、その他、食品循環資源は、燃料製品を製造するに至らずとも、熱回収を行うことが可能であることから、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のしか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも新たな再生利用等の手法に位置づけることとしたところです。

御意見の概要 御意見に対する考え方 数 今後とも、再生利用製品については、技術的及び経済的 新規リサイクル手法にかかる技術開発のスピードに法 律(リサイクル手法の追加)が対応できるよう、炭化やエタ な側面と、需要面及び環境面を勘案し、必要に応じて再生 ノールなどの手法での再生利用の追加に加え、以下のよ |利用製品の追加を検討していく方針です。 うな制度を提案する。 なお、食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造 再生利用の方法に該当する一定要件とそれを審査 工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法 する窓口を定め、要件を満たせば再生利用の方法として 第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として 認める制度を設置する(逆に要件を満たさない場合に 行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされてい は、既存の認定手法であっても再生利用の方法として認 るところです。 めない). リサイクル手法の認定ではなく、施設ごと(事業主体 ごと)の認定に変える。 炭素化合物は熱分解によって炭化物と可燃ガスの両 食品循環資源の炭化に伴って生じる熱分解ガスは、通 方が同時に発生するものであり、炭化物のみが発生する 常、悪臭等の生活環境保全上の支障を除去する観点及び ことはない。さらに、双方は同等かむしろ可燃ガスの方が 炭化に必要なエネルギーを自ら利用する観点からも、当該 施設で焼却処理され、これに伴うエネルギーを利用してい 多く、燃料ガスとして単独で利用可能な発熱量を有してお り、「還元剤」として利用可能である。 ることが通常と考えられており、技術的及び経済的な側面 と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができる再生利用製品として、「炭化して製造される燃 炭化は熱分解を固体生成物に着目したときの表現であ り、熱分解の部分概念であり、気体生成物にも着目したと きのガス化という広い表現を含む広い概念で熱分解を捉 料及び還元剤」を追加することとしたところです。 えるべき。従って、「食品循環資源を炭化して製造される 物質は」という表現を「食品循環資源を熱分解して製造さ れる物質には炭化物と可燃ガスがあるが」に変更すべき である。

(2)食品廃棄物等多量発生事業者の発生量要件について

100トン以上の事業者が排出する量は全体量からすれば少なく、また、大口の事業者はそれなりの対応をすでにしているのではないか。本当に川下の指導監督の強化をするのであれば、排出量と達成率程度は規模の大小によらず全事業者がするべきではないか。

年間100トン未満の事業者については、判断基準省令において定期報告と同様の項目について記録を求めることとしており、地方農政事務所による調査・点検活動によりこれら事業者の実施状況について把握し、指導・助言に努めてまいります。

さらに、必要に応じて、報告徴収・立入検査により再生利 用等の状況把握に努めてまいります。

(3)その他	3) その 他				
今回追加される再生利用製品の製造工場として認定を 得るには、具体的にどのような申請があって、どのような 審査が行われるのか。	1	食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされているところです。 なお、一般廃棄物又は産業廃棄物たる食品循環資源の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される許可等を必要とする場合がありますので、ご留意ください。			
廃棄物処理法では炭化施設は焼却施設と同等の位置づけであるため、同法上の設置許可・業の許可が必要である。また、この時点で事業計画を含めた不適格要件及び環境アセスメントが実施されることになるが、これをもって食品リサイクル法でいう再生利用製品の認定と置き換えられるのか。それとも、再生利用製品に別段の規格基準を要するのか。	1	食品リサイクル法においては、再生利用製品の製造工場としての認定手続きは規定されておりませんが、同法第11条の規定に基づき、特定肥飼料等の製造を業として行う者は、主務大臣の登録を受けることができるとされているところです。また、この登録手続きを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可等に係る手続きの完了をもって、簡素化することはできません。			
定期報告の受理に関する権限委任については、一般 廃棄物などを考えると末端市町村と協働して行うべきで あり、また、製造・加工所から出る産業廃棄物が一般廃 棄物として安易に焼却されている現状も見直すべきであ る。	1	食品廃棄物の再生利用等については、市町村圏域を越えて広域移動を伴うものであることから、食品関連事業者の指導・監督を主務大臣が行うこととしており、定期報告制度についても、同様に主務大臣の権限としたところですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の排出事業者に対する指導・監督権限を有する地方自治体と連携し、食品廃棄物等の再生利用等が促進されるよう努力してまいりたいと考えております。			

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
食品リサイクル制度に学校教育に期待される役割を明確に位置づけ、学校における食品循環資源の再生利用等を進め、学校での食育を推進しもって、循環型社会の形成に資するため、基本方針のみではなく、政令においても食品関連事業者に「学校教育を行う者」を追加すべきである。	1	食品リサイクル法では、食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いものを食品関連事業者としております。学校をはじめとする教育現場においても再生利用等の取組が浸透しつつあるところですが、これは、事実上教育の一環として行われているものであり、これに携わる機会が想定される「学校教育を行う者」を食品関連事業者とすることは、実態上なじまないものと考えております。
ビルオーナーにも食品リサイクルの義務化を課すことが望ましい。	1	御指摘の点を考慮し、食品関連事業者以外の事業者であって、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるべきであることを、基本方針に位置づけたところです。
社員食堂を有する事業者も食品関連事業者と見なす。	2	食品リサイクル法では食品関連事業者の範囲を食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いもののみに限定していること、これらの行為は事業性に乏しいことから、企業の福利厚生事業の一環として社内に社員食堂を設置している場合、設置者である企業を食品関連事業者とはしておりません。ただ、社員食堂の運営等を他の給食業者等に委託している場合については、当該給食事業者の事業実態に基づき、個別に法第2条第4項における食品関連事業者かどうかを判断する必要があると考えております。
学校給食も食品リサイクル法の対象とする。	2	食品リサイクル法では、食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いものを食品関連事業者としております。学校をはじめとする教育現場においても再生利用等の取組みが浸透しつつあるところですが、これは、事実上教育の一環として行われているものであり、これに携わる機会が想定される「学校教育を行う者」を食品関連事業者とすることは、実態上なじまないものと考えております。

2.食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定について

(1)食品循環資源の再生利用等の促進の基本方向につい	(1)食品循環資源の再生利用等の促進の基本方向について			
フランチャイズチェーンを展開する場合であっても、サブライチェーンのあり方や店舗運営に関しては各店舗独自で行っているチェーン展開も存在している中で、事業系一般廃棄物でのリサイクルの構築がされなければ実施困難であり、小規模店舗では大きな負担となり、本法制度がチェーン加盟の阻害要因となる可能性がある。そのため、食品リサイクル法としてのフランチャイズ展開の基準が必要ではないか。	今般の食品リサイクル制度の改正に当たっては、フランチャイズチェーンのように、多数の小規模店舗から排出される食品循環資源(いわゆる事業系一般廃棄物)を、個々の小規模店舗ごとに再生利用することが容易ではないこと1を踏まえ、食品廃棄物等の処理に関する定めであって一定の要件に該当する約款を有するフランチャイズチェーンについて、個々の店舗ごとの対応ではなく、フランチャイズチェーン全体で食品リサイクルに取り組んでいただくこととしたところです。			
給食事業において、食品廃棄物等の発生の抑制は管理体、喫食者、給食事業者が一体となって考えることにより実現できることであり、基本方針においても「積極的な食べ残しの削減をPRすること」とあるので、ぜひ公的機関による管理体や喫食者への啓蒙をお願いしたい。	御指摘いただいた点につきましては、都道府県をはじめとする地方自治体、関連業界団体と連携するとともに,各1種情報媒体等を活用して広く消費者の方々まで周知が図られるよう取り組んでまいります。			

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
「油脂及び油脂製品化並びにエタノール化については、近年進んでいるバイオ燃料としての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、処理残渣の適正な処理に配慮した上で、こうした取組を促進する必要がある。」とあるが、問題は処理残渣だけではなく、排水、臭気、消防対策などの様々な関係法令の遵守が必要と考えられる。小規模BDF施設や中間処理業許可を持たない廃油リサイクル業者によるこれら問題が発生しているほか、社会常識から逸脱した取組等があることから、当該標記については、「油脂及び油脂製品化並びにエタノール化については、近年進んでいるバイオ燃料としての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、現状の健全なリサイクルシステムと調和し廃棄物処理法並びに関係法令を遵守した上で、こうした取組を促進する必要がある。」とすることが妥当であると考える。		食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当するものもあり、このような食品循環資源については、食品リサイクル法制定前から、同法に基づく規定を遵守し、生活環境保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必要があります。なお、この点については、判断基準において、再生利用によって生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じる必要があると位置づけたところです。

(2)食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標について			
今後5年間における業種別再生利用等実施率の目標については、「達成義務」ではなく「努力目標」であることを明記すべきである。	業種別の再生利用等実施率の目標は、各々の食品関連事業者が別に定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項」に従って、再生利用に計画的に取り組むことにより、結果としてその業種全体で達成されることが見込まれる目標であることを御理解下さい。		
食品関連事業者が各々定める実施率の目標について、目標年度を迎えたときに、その達成度が基本方針に定める業種ごとの再生利用等実施率の目標と比較してどのように評価されるのか曖昧である。 業種別実施率目標と事業者ごとの実施率目標の関係及び考え方について、事業者及び関係方面へきめ細かな周知をお願いする。	基本方針に定める業種ごとの再生利用等実施率の目標は、その業種に属する各々の食品関連事業者が実施すべき目標ではなく、各々の食品関連事業者が、判断基準に従い食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組むことにより、その業種全体で達成されることが見込まれる目標です。 2 従いまして、業種別の再生利用実施率の目標年度において、業種別の目標と各々の食品関連事業者の再生利用の達成状況を比較・評価することは現時点では想定しておりません。 なお、新たな実施率目標の詳細につきましては、全国各地でのセミナー開催や普及啓発資料の配付等を通じ、関係者への周知を図る予定です。		
再生利用実施率については、毎年の増加ポイントのみを公表するに止めるべきである。	食品関連事業者の再生利用等実施状況等の公表は、今般の法改正により新たに21年度から導入される定期報告が義務づけられる食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100~以上を予定)を対象に、そのデータ等についての公表に同意された事業者について公表することを予定しています。 2 この公表は、再生利用等の取組についての優良事例を広く紹介し、もって再生利用の促進を図ることや、積極的に再生利用等に取り組む食品関連事業者への消費者の理解の醸成を図ることを目的と考えており、特に、御提案のありました点につきましては、どのデータを示すか引き続き検討し、再生利用促進の観点から最も適切と判断されるデータを公表したいと考えております。		
今まで食品リサイクルに取り組んできた事業者にとって、これ以上の再生利用実施率を上げることは更なる負担がかかることになる。 再生利用実施率については、業種・業態を大まかに分けるのではなく、より細かく分けて設定してほしい。	基本方針に定める再生利用等実施率目標は,食品関連事業者が再生利用に取り組んだ結果として見込まれる全体目標であり、個々の各事業者は、判断基準省令に基づき、自社の現状水準からの向上を目指す計画的な取組を進めていただくというのが新たな目標の考え方です。従って、基本方針における再生利用等実施率目標については、お示ししてあります4業種で充分であると考えております。		

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(3)	食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に	関す	る事項について
	地域によっては近隣に適切な再生利用施設が存在しない場合があるので、国は地方自治体に対し受入環境の整備を強力に指導していくべきである。		御指摘の点を考慮し、基本方針の改定案において、登録再生利用事業者が存在しない都道府県において登録再生利用事業者制度の普及啓発等を重点的に実施することを位置づけたところです。
	店舗のほとんどがテナントとして商業施設の中にある 状況では食品廃棄物の処理は商業施設運営者に任せているのが現状で、その回収や再生利用は困難である。そのため、商業施設運営者に対しても食品リサイクルの促		御指摘の点を考慮し、食品関連事業者以外の事業者であって、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理す

進を徹底させるとともに、それによりリサイクルできた食 品循環資源はテナントに入っている食品小売業者の実施 率に加算できるようお願いする。

また、リサイクルに充分取り組んでいない事業者もまだ 多くいると思われるので、こうした事業者への指導も徹底 してほしい。

で t 12 る商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、 食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるべきで あることを、基本方針に位置づけたところです。

(4)その他

地域によっては近隣に適切な再生利用施設が存在しな い場合があるので、国は地方自治体に対し受入環境の 整備を強力に指導していくべきである。

御指摘の点を考慮し、基本方針の改定案において、登録 再生利用事業者が存在しない都道府県において登録再生 利用事業者制度の普及啓発等を重点的に実施することを 位置づけたところです。

店舗のほとんどがテナントとして商業施設の中にある 状況では食品廃棄物の処理は商業施設運営者に任せて いるのが現状で、その回収や再生利用は困難である。そ のため、商業施設運営者に対しても食品リサイクルの促 進を徹底させるとともに、それによりリサイクルできた食 品循環資源はテナントに入っている食品小売業者の実施 率に加算できるようお願いする。

また、リサイクルに充分取り組んでいない事業者もまだ 多くいると思われるので、こうした事業者への指導も徹底 してほしい。

御指摘の点を考慮し、食品関連事業者以外の事業者で あって、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させ る者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントと して入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理す る商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、 食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるべきで あることを、基本方針に位置づけたところです。

3.食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について

事業活動により発生する食品廃棄物は、再生利用等を実施しやすいものとそうでないものとがあり、また、再生利用と発生の抑制では、後者のほうが優先順位は高いと判断している。従って,食品循環資源の再生利用等実施率目標の算定にあたっては、過去の発生抑制を反映させる計算方法をお願いする。	1	発生抑制につきましては、その捉え方の仕組みや推進の手法が、食品関連事業者の業種・業態の特徴に応じた発生抑制を促すには十分でなかったため、最優先に取り組むべき行為として位置づけてきたにもかかわらず、発生抑制の取組が進んでいると判断される特段の結果が見出しがたい状況にありました。 今回の制度の見直しに当たり、各事業者が独自の考え方に基づき、それぞれ行っていた算出方法を、今後統一していく必要があり、新たな統一的な考え方を適用していくという観点から基準を19年度としていく考えです。
省令改正案の「フランチャイズチェーンにおける再生利用の促進」には、本部事業者が加盟者に対して必要な指導を行うよう規定しているが、法第9条第2項の規定の趣旨を実効あるものにするためには、本部事業者と加盟者との約款に食品廃棄物等の処理に関する定めの明記を促すことを規定する必要があると考えます。	1	御提案いただいた点につきましては、今回新たに制定を予定しております、「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令」(案)において、規定する予定です(公示資料「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について 取りまとめ(案)」16ページを御参照下さい)。
食品リサイクル法の改正に伴う再生利用等実施率のさらなる向上は、当該本来の事活動を圧迫しており、本来の事業活動が成り立たない恐れがあることをもっと知っていただきたい。	1	御意見はごもっともかと存じます。しかしながら、食品循環資源の再生利用等への取組は、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、発生してしまった廃棄物は、資源として有効活用する、循環型社会を実現していく上で重要なものであり、食品関連事業者としての本来活動として位置づけていただけるようお願いします。

4. 熱回収について

(1)再生利用の困難性について

サーマルリサイクルについては、半径75kmのルールにとらわれることなく食品残渣の性状や包装形態も考慮してリサイクルにカウントできるよう許容範囲を広めた柔軟な対応が望まれる。

食品廃棄物には、再生利用困難なため熱回収可能な 資源となるものも多い場合があるが、75km制限により熱 回収としての利用もできない,再生利用もできないことに なると、再生利用等の実施率を上げるという法の趣旨に 反することにもなるものと考えられる。

さらに、数値規定するのであれば対象となる食品循環 資源ごとに規定すべきであり、そのための調査を行う必 要がある。

食品関連事業者が判断基準省令に適合しない品質管理を行った食品廃棄物等を利用して熱回収を行ったとしても、この場合は再生利用再生利用実施率の算定には組み入れないとの記述があるが、この表現だと、再生利用が困難な食品循環資源で、本来熱回収資源にするしかない資源に対しても、再生利用可能な資源と同等の過剰な品質管理を行う必要が生じる。その結果、過剰な品質管理にともなう経済的負担が増加し、熱回収資源としての利用が困難となってしま、う少の腐敗、異物の混するは全人問題にならないので、このような条項の対象としなら問題にならないので、このような条項の対象とよる信環資源は再生利用を前提とするものに限定し、もともと熱回収資源化する食品循環資源は、その対象外とすることを明記すべきである。

半径75km以内の距離に再生利用施設が存在する場合であっても、食品循環資源の種類、性状、量的な面から再生利用が困難な場合には、熱回収の実施を可能としているところです。

なお、半径75kmの距離については、登録再生利用事業者 の実態を調査の上、有識者の意見を参考にしつつ、定めた ところです。

熱回収に係る諸規定は、意図的に食品循環資源を腐敗させるなどにより安易に熱回収を選択することを防止する観点からも設けることとしているものでありますので、御理解ください。

(2)得られる熱又は電気の量について

「食品循環資源1ト」あたりから得られる熱又は電気の量が160MJ以上」とあるが、通常の熱回収施設の場合、食品廃棄物だけを処理しているわけではないため、実証でその数値を示すのは困難である。食品循環資源を含む廃棄物からある量のエネルギーが取り出された場合、投入品目ごとの重量あるいはカロリー等により比例按分するなど、計算等で証明できればよいというような決めごとをあらかじめしてほしい。

食品循環資源1トン当たりから得られる熱又は電気の量は、実際に熱回収を行う施設の正味の熱又は電気の利用量を投入品目ごとの低位発熱量により按分することにより算出するものであり、その計算方法等を今後具体的にホームページ等に掲示することにより示してまりります。

(3)その他

水分率80%もの食品廃棄物は、発熱量が低いため外部からのエネルギーを供給しない限り自ら燃焼しない(焼却時に水を吹き込むようなイメージ)。よって、食品廃棄物を焼却施設で処理すると、熱回収量は減少することになる。

なぜ、食品リサイクル法では、リサイクルの方法の一つとして食品廃棄物の焼却による熱回収があるか。また、なぜ、自ら燃焼しない食品廃棄物から熱が回収できるのか。

食品廃棄物は腐敗しやすい性状であるから、再生利用が 困難な場合は衛生面を考慮して焼却されることが多く、また、焼却に当たっては、食品廃棄物単独ではなく、他の可 燃性の廃棄物との混焼が行われている現状にあります。 このように混焼することにより、食品廃棄物が有する熱量 の一部も有効に利用することが可能となりますが、熱回収 は、一定の効率以上の熱又は電気を利用するものに限定 することとしているところです。

	御意見の概要	件 数	御意見に対する考え方
5.7	定期報告の取扱について		

給食産業においては、給食から出る食品廃棄物には水分を多く含むため、年間100トン以上となる事業者が多くなることが想定されるが、1社あたりの事業所数が非常に多く、事業所の実態等を取りまとめるには経費もかかる。今回新たに義務化される予定の定期報告について、報告すべき内容が11項目と非常に多く、特に,再生利用により得られた熱量等は、その把握が困難であるため、もう少し簡略な報告としていただきたい。

「判断の基準となるべき事項の遵守状況」が「不適」である場合には、その理由が記載できるようにしてほしい。

今回,提示させていただきました11の項目については, 当該事業者の活動実態を把握し,また、優良事例として広 報していくに最低限必要な項目であると認識しております。 なお,再生利用により得られた肥飼料の製造量は,肥飼 料製造者からの聞き取りにより確認可能と考えており、ま た、熱量については、その具体的な計算方法等をホーム ページ等で提示させていただきますので御理解ください。

御指摘いただきました件につきましては、定期報告の様式に記載できる欄を設けることとしております。

6.再生利用事業計画の認定について

再生利用事業計画の見直しに関し,農家や食品関連 事業者に対して何らかの利益や特例がないと進まないの ではないか。 食品リサイクル法に基づく取組に積極的な事業者からは、取組実績の適正な評価や食品循環資源由来の肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の表示を求める声が出てきており、農水省においても事業者の取組に対する評価手法や円滑な制度運用のための仕組み作りを検討しております。

さらに、環境省では、本年度より優良な取組を行った事業者等を対象に表彰事業を開始したところです。

今回の法改正では、再生利用事業計画の認定を受けた 食品関連事業においては、当該事業者からの委託による、 計画に係る再生利用事業を行う事業場への一般廃棄物の 収集運搬に関し、運搬先の市町村における運搬業の許可 を不要とする廃棄物処理法の特例が新たに規定されてお ります。

農畜水産業者においても、生産された農畜水産物については食品関連事業者が一定量以上引き取ることが要件とされておりますので、経営の安定化に寄与することが期待されます。

また、現在、農林水産省では、食品循環資源由来の肥飼料等やこれらを用いて生産された農畜水産物の認証制度の導入を検討しております。

再生事業計画については、流通・物流段階やと殺市場等との関係上,特定農畜水産物等が食品関連事業者へ戻すことは大都市の大手業者では可能であっても、地方や小規模事業者では難しいのではないか。

再生利用事業計画は、食品関連事業者,再生利用事業者、農畜産漁家の3者の一体的な取組により成立するものであることから,地方や小規模事業者においても大手業者と同等の機会を持っていると考えます。

7. その他(食品リサイクル法全般に関する意見等)

食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法 廃掃法をクリアすることが非常に困難な中で規制品目 の追加・リサイクル法上の品目及びリサイクル率の範囲 律に基づ〈廃棄物に該当するものもあり、このような食品循 等を変えても意味がない。環境省との調整を真剣に取り 環資源については、同法に基づく規定を遵守し、生活環境 組んでほしい。 保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必 要がありますので、御理解ください。 改正食品リサイクル法については、民間・公的機関を ご指摘いただきました点につきましては、今後の食品リ 含め縛りを強くしてほしい。 サイクル制度の運用の参考とさせていただきます。 なお、改正食品リサイクル法では、食品廃棄物等多量発 生事業者を対象に新たに義務づけられる定期報告におい て,再生利用等が判断の基準となるべき事項に照らして著 1 し〈不十分であると認められた場合で、その後の勧告さらに は命令という国からの指示に従わなかった場合には,50 万円以下の罰金に処せられることとなっております。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
自治体が税金を使って事業系一般廃棄物処理の単価を安く抑えていることは、食品リサイクルの進捗を阻害していると考えられる。食品リサイクル処理への方向へ誘導し、企業が事業系一般廃棄物としての処理を減少させ、食品リサイクルを選択試薬なるような環境作りを進めるためにも、事業系一般廃棄物処理の単価を引き上げることが望まれる。	1	御指摘の点については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づ〈基本方針において、事業系一般廃棄物を含めた一般廃棄物の処理の有料化の推進を図ることとしております。また、食品リサイクル法においても、食品関連事業者の再生利用等の実施を促進すべく、主務大臣の指導・監督権限を設けているところであり、改正された食品リサイクル制度を適切に運用し、食品リサイクルの更なる推進に取り組んでまいりたいと考えているところです。
食品残渣が明確にリサイクルされる場合には、一般廃棄物と見なさない。	2	食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当するものもあり、このような食品循環資源については、同法に基づく規定を遵守し、生活環境保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必要がありますので、御理解ください。